

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2015年10月号

会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■法令等の改正

該当なし

■会計基準等の公表

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■INFORMATION

JICPA、「品質管理レビュー制度Q&A」を公表
(平成27年10月15日 日本公認会計士協会)

日本公認会計士協会(以下「JICPA」という)は、「品質管理レビュー制度Q&A」(以下「Q&A」)を2015年9月24日付で作成し、2015年10月15日に公表した。

2015年5月29日付で改正された監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(以下「監基報260」という)により、監査事務所の品質管理システムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務が明確化され、監査事務所の品質管理システムの外部のレビューまたは検査の結果を、監査人から監査役等へ伝達すべきこととなった。このような状況を踏まえ、品質管理レビュー制度等(2015年7月改正)の概要について、JICPA会員のみではなく、監査役等にも理解を促すために、Q&Aが公表されたものである。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

2. 修正国際基準

■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■修正国際基準の設定を巡る動向

ASBJは、企業会計審議会が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(2013年6月)の記載に基づき、2013年7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」(以下「作業部会」という)を設置し、国際会計基準審議会(IASB)が公表する個々の会計基準及び解釈指針(以下「会計基準等」という)に関するエンドースメント手続を実施している。

2012年までにIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続を踏まえて、ASBJは、2015年6月30日に「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準)によって構成される会計基準」を公表した。

2015年10月27日に第23回作業部会が開催された。この作業部会では、2013年中にIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続に関する検討が行われた。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

3. IFRS

■会計基準等の公表

(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会)

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

(1)IFRIC解釈指針案(DI/2015/1)「法人所得税の処理における不確実性」の公表(2015年10月21日 IASB)

本解釈指針案は、税法の適用について不確実性が存在する場合の税金負債及び税金資産に関する様々な論点について、実務上、ばらつきが生じていることに対応するために公表された。

本解釈指針案は、IAS第12号のいかなる現行の規定も変更することを提案していない。しかし、法人所得税の処理における不確実性が存在する場合、税金資産の認識及び測定的前提となる、課税所得(損失)、課税標準、未使用の繰越欠損金、未使用の繰越税額控除及び税率の決定について、本解釈指針案の内容を適用することを提案している。

本解釈指針案の適用時期については、寄せられたコメントを踏まえ、決定することが提案されている。当初適用に際しては、比較年度を修正せず適用初年度期首に留保利益等を通じて累積的影響を調整するか、遡及適用に必要な情報が後知恵(hindsight)なしに入手できる場合は遡及適用することを認めることを提案している。また、早期適用を容認することも提案している。



コメントの締切りは2016年1月19日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年10月28日発行)

(2)IFRIC解釈指針案(DI/2015/2)「外貨建取引及び事前対価」の公表(2015年10月21日 IASB)

本解釈指針案は、非貨幣性の前払資産または前受収益負債を認識する場合に適用すべき換算レートにつき、実務上、ばらつきが生じていることに対応するために公表され、以下の事項を提案している。

- 関連する資産、費用または収益の認識に先立って、非貨幣性の前払資産または前受収益負債を認識する場合、外貨建の資産、費用または収益の換算に用いる直物為替レートは、非貨幣性の前払資産もしくは前受収益負債を当初認識する日、または、関連する資産、費用もしくは収益を財務諸表に認識する日の、いずれか早い日の直物為替レートとする。
- 適用時期は寄せられたコメントを踏まえ決定する。移行の方法は、遡及適用する方法、または、本解釈指針案を最初に適用する報告期間もしくは比較期間の期首のいずれか以降に、将来に向かって適用する方法のいずれも認められる。



コメントの締切りは2016年1月19日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年10月28日発行)

(3)公開草案(ED/2015/8)IFRS実務記述書「財務諸表への重要性の適用」の公表(2015年10月28日 IASB)

本公開草案は、重要性の概念をどのように適用すべきかを、経営者は時に的確に判断できず、これが経営者による適切な開示の作成を阻害しているのではないかと懸念に対応するために公表された。

本公開草案の概要は、以下のとおりである。

- 本公開草案は、実務記述書として、IFRSに準拠して一般目的の財務諸表を経営者が作成する際に、重要性の概念を適用するうえで役立つガイダンスであるものの、IFRSに準拠して財務諸表を作成するうえで、遵守することが要求されず、会計基準を構成しないものとするを提案している。
- 財務諸表への重要性の適用に関して、「重要性の一般的特性」、「財務諸表における表示及び開示」、「認識及び測定」並びに「誤表示」の4つの領域についてガイダンスを提供することを提案している。



コメントの締切りは2016年2月26日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2015年11月4日発行)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)](#)へ

4. 米国基準

■会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU))】

該当なし

【公開草案】

該当なし

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)](#)へ

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2015年9月 IFRS-IC会議速報](#)
- [オンライン解説 2015年9月 IASB会議速報](#)
- [オンライン解説 【速報】修正国際基準の適用に関連する連結財務諸表規則等の改正](#)



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ ([Link](#))
- 日本基準 ([Link](#))
- 修正国際基準 ([Link](#))
- IFRS ([Link](#))
- 米国基準 ([Link](#))